

## 配置技術者の雇用条件の緩和措置の終了について

平成27年 4月28日  
亘理町企画財政課

亘理町発注の東日本大震災に係る復旧・復興工事について、平成24年6月1日から試行している配置技術者の雇用条件の緩和措置を、平成27年5月31日をもって終了します。

平成27年6月1日以降

(1) 指名競争入札

入札執行日の前日から起算して3ヶ月以上前から入札参加者と直接的な雇用関係にあることが必要。

(2) 亘理町制限付一般競争入札

入札参加申請書の提出日を含め連続して3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要。

※ 平成27年5月31日以前に契約済みの工事においても、平成27年6月1日以降に配置技術者を途中交代する場合は、変更日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要となります。

※ 雇用関係の確認は、「監理技術者制度運用マニュアル2-4 監理技術者等の雇用関係」により、入札参加者と配置技術者の直接的な雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証・監理技術者資格者証等）で行います。